令和８年度

第５回　農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 5 回 総 会 議 事 録

1　開催日時　令和８年８月 19 日（水）午後２時 20 分から午後３時 50 分

2　開催場所　葵消防署７階　講堂

3　出席委員（18 人）

１番　赤堀　岳子	２番　漆畑　裕樹	３番　海野　光祥
４番　大原　克仁	５番　小村　寿文	７番　柴　　貞夫
８番　柴　　善久	９番　杉山　和夫	１０番　鈴木　茂樹
１１番　仁藤　眞理子	１２番　平岡　知明	１３番　深井　暁美
１４番　松永　信彦	１５番　望月　均	１６番　望月　和加代
１７番　森　　奈穂子	１８番　山本　卓雄	１９番　吉澤　敬子

4　欠席委員（1 人）

６番　佐藤　操

5　出席した事務局職員

事務局長　太田 伸二、事務局次長　杉原 義人、次長補佐兼農地係長　長谷川 雅彦
主幹兼農地利用最適化推進係長　渡邉 貴行、農政係長　伊東 史弘、副主幹　佐野 絢也
主査　小川 久美子、主査　丸山 美咲、主任主事　奥山 雅吉、主事　瀧口 かなこ
主事　小島 塁

6　議事内容

（審議案件）

議案第 27 号	農業経営基盤強化促進法施行規則第６条において準用する同規則第２条の規定による意見聴取について
議案第 28 号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第 29 号	農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第 30 号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第 31 号　　非農地証明申請について

議案第 32 号　　生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

（報告案件）

報告第 24 号　　農地法第 18 条第６項の規定による通知について

報告第 25 号　　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

報告第 26 号　　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

報告第 27 号　　農地法第３条の３の規定による届出について

７　会議の概要

議　　長　　ただ今から、令和８年度第５回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、６番　佐藤操委員から欠席の旨、通告がありましたので報告いたします。出席委員は過半数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第 18 条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

４番大原克仁委員、５番小村寿文委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。なお、会議録を作成しますので、発言の際は必ずマイクを持ってから、発言を始めてください。それでは、最初に議案第 27 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の１ページをお願いいたします。**【議案第 27 号朗読】**回答書（案）は２ページに記載のとおりです。

議　　長　　これより質疑に入ります。回答書（案）について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　　長　　発言もないようですので、議案第 27 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　賛成多数により、議案第 27 号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第 28 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の３ページをお願いいたします。**【議案第 28 号朗読】**申請件数は９件、

詳細は４ページから６ページに記載のとおりです。内訳としましては、所有権移転が６件、賃借権設定が３件です。

議　　長　　それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局　　申請番号 38 番駿河区の案件です。現況は畑で、贈与による所有権移転の申請です。経営規模を縮小したいと考えていた譲渡人と経営規模を拡大したいと考えている譲受人とで話がまとまり申請に及びました。現在申請地は譲受人によって管理されており、所有権移転後も引き続きビワを栽培するとのことです。申請番号 39 番駿河区の案件です。現況は畑で、贈与による所有権移転の申請です。経営規模を縮小したいと考えていた譲渡人と経営規模を拡大したいと考えている譲受人とで話がまとまり申請に及びました。現在申請地は譲受人によって管理されており所有権移転後も引き続き桃を栽培するとのことです。

８　　番　　ただいま、職員から説明がありました２件につきましては、１班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

事 務 局　　申請番号 40 番清水区の案件です。現況は田で、賃借権の設定の申請です。申請事由ですが譲渡人は経営規模縮小したいと考えていたところ譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は新規ではありますが、ワサビの生産会社にて働いており、日々ワサビの栽培を行っております。引き続きワサビを育てていきます。本件は 1,000 ㎡を超える案件になるため地区審査会にて現地調査を行う案件ですが、現地までは急こう配であり、軽トラックと徒歩でかろうじて行ける場所です。現地の現状ですが、ワサビ田の整備を進めており、申請者からもワサビ栽培への意欲が感じられます。また現在申請者は農業政策課の新規就農者補助金も申請しており、販路もワサビの生産会社を通じて確保されているため、今後とも適切に管理していく見込みがあります。そのため今回現地調査を省略させていただきました。申請番号 41 番葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は労力不足により悩んでいたところ、譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は新規ではありますが、今まで申請地を管理していました。移転後も引き続き野菜とお茶を栽培していきます。本件は 1,000 ㎡を超える案件のため、地区審査会にて現地調査を行いましたので後ほど報告させていただきます。申請番号 42 番葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人が労力不足により悩んでいたところ、

譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は新規ではありますが、家庭菜園を３年ほどやっていたとのことでした。移転後は野菜を栽培していきます。申請番号 43 番葵区の案件です。現況は田で、賃借権設定の申請です。申請事由ですが譲渡人が経営規模縮小したいと考えていたところ、譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は新規ではありますが、譲渡人が代表を務めるワサビの生産会社にて働いており、日々ワサビの栽培を行っております。引き続きわさびを栽培していきます。

３　　番　　ただいま職員から説明がありました整理番号 41 番以外につきましては、２班としては許可相当と判断しました。整理番号 41 番につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので報告します。申請人は 20 年近く農業をやっており、今回の申請地につきましては所有者が体調を崩し、申請地まで足を運ぶことができないため約４年前から管理しています。現地はすでにさつまいも、ネギ、生姜、お茶を栽培しています。栽培した野菜につきましては、小売店や地元の旅館組合を通じて販売しているとのことでした。また鳥獣害対策として電気柵を設置し、猿や鹿からの被害を防いでいます。申請地がきちんと管理されていることはもちろん、今後も経営規模を拡大していき地元のために耕作放棄地などを管理していきたいと、申請者からも意欲が伝わってきたため、整理番号 41 番についても２班として許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

事 務 局　　申請番号 44 番、清水区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は労力不足のため、譲受人は親の農地が申請地隣にあるため、自作の野菜を栽培したく申請に及びました。申請番号 45 番、清水区の案件です。現況は畑で、賃借権設定の申請です。申請事由ですが、譲渡人は労力不足のため、譲受人は申請地でイチゴの育成をかねてより行っており、今回、賃借の契約することで話がまとまり申請に及びました。申請番号 46 番、清水区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は相続した農地を売却したく、譲受人は申請地外でみかんを栽培しており、すでに申請地でも一部みかんの苗を植えていて、順次、増やしていく予定です。

２　　番　　以上、職員から説明がありました、３件につきましては、３班として、許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　　これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手を

お願いします。

15　番　　申請番号 40、41、43 及び 45 番について、申請理由が全て新規でこれまで申請地を管理していたということですが、その意味が分かりません。今までは無償で申請地を借りていたのを、無償は適切ではないから賃借で申請するか、売買で申請し直した。今まで管理していたワサビ田もどこかに勤めているけれども、そこのワサビ田を管理していたということですか。

事務局　　申請番号 40 と 43 番のワサビ田ですが、二人ともワサビの会社で働いていて、そこの管理している所を手伝っていたとのことです。新しくここで、補助金の関係で申請するということで、それも含めて今回賃借権を設定し、補助金も絡めて申請ということです。申請番号 41 番に関しては、相続で譲渡人の方に渡りましたが管理できないということで、譲受人が無償で借りていまして、今回正式にきちんと申請をしようということで申請することになりました。

事務局　　申請番号 45 番ですが、こちらはハウスでイチゴの育苗を行っておりまして、その育苗は今回の譲受人がすでにやっていて、口約束だったものを正式な賃借の契約を結ぶという手続きになります。その後補助金申請などに契約書を使っていくと思います。

議　長　　発言もないようですので、議案第 28 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　長　　賛成多数により、議案第 28 号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 29 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の７ページをお願いいたします。**【議案第 29 号朗読】**申請件数は１件、詳細は８ページに記載のとおりです。

議　長　　それでは、地区審査を行った１班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局　　申請番号５番、駿河区の案件です。本申請は、先月総会前に違反転用検討委員会から報告のあった追認案件となります。既存の観光農園用露天駐車場の引き続きの使用とイチゴの選果場を建設したいとの申請です。申請人はイチゴ農家でありイチゴ狩りの観光農園を経営しています。今回国道 150 号の拡幅工事に伴って農地転用の許可を得ていなかったことが判明し、違反転用検討委員会において追認許可の方針が決定されたものです。農地区分は、農用地区域外農地の第１種農

地ですが不許可の例外である農業用施設用地に該当します。駐車場はこの後第５条にて審議いただく隣地と合わせて 27 台分を駐車します。転用面積は適当で、隣接地への被害防除は既存の擁壁があり、排水等は前面道路側溝に放流しており特に問題ないと思われます。説明は以上です。

８　　番　　ただいま、職員から説明がありました１件につきましては、１班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　　長　　発言もないようですので、議案第 29 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　賛成多数により、議案第 29 号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 30 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の９ページをお願いいたします。**【議案第 30 号朗読】**申請件数は 12 件、詳細は 10 ページから 15 ページに記載のとおりです。内訳としましては、所有権移転が７件、定期借地権設定が１件、使用貸借による権利の設定が４件です。

議　　長　　それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局　　申請番号 17 番、葵区の案件です。現況は田で、売買による所有権移転の申請です。申請人は、葵区に本社を置き、国内外で澱粉の加工販売を行う法人です。現在、葵区内にて子会社が倉庫及び製造ラインを所有して澱粉の加工を行っておりますが、受注の増加が著しいため新しく製造拠点を増やしたいと考えて申請に及びました。農地区分につきましては市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、前面道路に引き込みが可能な上水道管、ガス管が通っておりかつ学校、病院がおおむね 500m以内に２ヶ所あることから第３種農地の要件に該当します。また、4,177 ㎡のうち 177 ㎡については第１種農地に該当しますが、申請に係る土地の面積に占める第１種農地の割合が３分の１以下であるため、不許可の例外の他地目一体利用に該当します。敷地の周囲にはコンクリート擁壁を施工し、雨水については地下調整池にて集水し、北側排水路へ放流し、雑排水は前面道路にある下水道へ放流します。こちらの案件につきましては 3,000 ㎡を超えるため、県常設審議委員会に上程する予定です。申請番号 18 番につきましては、取下げとなりま

した。申請番号19番、駿河区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転です。譲受人は申請地近隣で酪農乳業を営む法人です。自社の土地に駐車スペースがないことから近隣で駐車場を借りて配送トラックや通勤車両を駐車しておりましたが、必要台数全てを賄うことができず、取引先のトラックを路上待機させており、地域住民へ配慮したいと考えていたところ申請地所有者と話がまとまり申請に及びました。申請地には路上待機をする可能性のある２トントラックやローリー車といった大型の車両６台が入れ替わりながら駐車されるほか、パレットや商品商材を保管するための資材置場として使用をするとのことで転用面積は適当と思われます。申請地は砕石敷とし雨水は自然浸透、被害防除としてはブロック壁を設置するため被害防除と排水についても問題ないと判断しております。申請番号20番、駿河区の案件です。申請は先月、総会前に違反転用検討委員会から報告のあった追認案件で、先ほど第４条で審議した申請地の隣地で、一体利用をしています。既存の観光農園用露天駐車場を引き続き使用をしたいとの申請です。申請人はイチゴ農家でありイチゴ狩りの観光農園を経営しています。今回国道150号の拡幅工事に伴って農地転用の許可を得ていなかったことが判明し違反転用検討委員会において追認許可の方針が決定されたものです。農地区分は、農用地区域内農地ですが不許可の例外である農業用施設用地に該当します。駐車場は隣地と合わせて27台分を駐車します。転用面積も適当で、隣接地への被害防除、排水等についても特に問題ないと思われます。説明は以上です。

８　番　　ただいま、職員から説明がありました申請番号17番以外の２件については１班としては許可相当と判断いたしました。申請番号17番については1,000㎡を超える案件のため地区審査会による現地調査を行いましたのでご報告します。申請人は食品製造業を営む法人で、食品の加工に欠かすことができない澱粉の製造を行っており、受注が増加しているため工場を増設したいと考えて申請に及んだそうです。申請地に新たに建つ工場では取引先からのオーダーに応じて澱粉を混ぜ合わせる作業を行うため、水を大量に使うような作業はないとのことでした。また、建物の遮音性を高めて騒音を出さないようにするとのことでした。工場は４階建てを予定していますが、近隣の町内会や部農会、農地所有者には説明会を開いて説明をしており、特に反対の声は上がっておらず了承済みとの話が現地でありました。現地調査には地元の部農会の方々にも立ち会っていただき、農業用水路の清掃や道路の保全に協力してもらえるのであれば、特に反対はしないという話が

あり、事業者からも工事に伴って農業用水路を入れ替えたり、農道を一切通らないようにすることで協力していくという言葉がありました。工場の稼働時間は朝８時から夕方５時までであり、残業等する際にはブラインドを下げるなどすることで漏れた光が農作物の栽培に影響しないようにするとのことです。現地聞き取り調査によって近隣農地へ配慮しながら事業を進めて行く姿勢が見られ被害防除対策にも問題ないことからこちらの案件についても１班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

事 務 局　　申請番号 21 番、清水区の案件です。現況は畑で、所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請人は土木工事を営んでいる法人となります。現状自社所有の資材置場がなく現在借りておりそのうち２件の資材置場が今年度に契約期間満了を迎えるため､自社の近くにて資材置場として利用できる土地を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に至りました。農地区分は第２種農地で、代替性も検討されており、転用面積も適当と思われます。被害防除として東側には既存ブロック壁があります。南側と北側の農地と水路にはコンクリートブロックを設置するとのことでした。雨水は自然浸透で、排水についても特に問題ないと思われます。申請番号 22 番、清水区の案件です。現況は畑で使用貸借権設定による一時転用の申請です。申請事由ですが、申請人は建設業を営んでいる法人となります。今回清水区から畑の土として利用できる上質土を仮置きできる場所を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に至りました。農地区分は農用地区域内農地で、転用期間は１年です。盛土面積は 450 ㎡であり、盛土量 810 ㎥、盛土高さ 1.8 ｍです。盛土規制法に該当しないことも確認済みです。一時転用期間終了後残土は造成の候補地である清水区に運ぶとのことでした。作付確約書もいただいており、栗を栽培するとのことでした。被害防除として隣地から 3.6m程度離隔し、周囲を土側溝で囲い土砂等の流出を防止します。雨水は自然浸透で、排水についても特に問題ないと思われます。

３　　番　　ただいま職員から説明がありました申請番号 41 番以外の３件につきましては、２班としては許可相当と判断しました。

事 務 局　　申請番号 23 番、葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請人は申請地北側の雑種地の整備のため、大型車両の進入路を拡張して出入りしやすくしたく､所有者と話がまとまり申請に及びました。農地区分は第２種農地と判断されます。代替性の検討は既存の通路を拡張するた

め、申請地に限定され、隣接農地、排水等については特に問題ないと思われます。申請番号 24 番、葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請人は、一般土木工事や建築基礎工事などを行う葵区の会社です。これまで資材置場を申請地近くに取得して利用してきましたが、事業が順調に伸び、従業員が増え手狭になったため、同規模の面積の土地を探していたところ申請地が見つかり、話がまとまり申請に及びました。駐車場には、ダンプカー３台、従業員の通勤用の車３台、資材置場には建設用の砂、砂利、砕石、ヒューム管などを置く予定です。農地区分は、その他第２種農地と判断されます。代替性の検討がされ、隣接農地の被害防除については擁壁を設置し、排水は砕石敷として自然浸透で、転用面積も適当と思われます。申請番号 25 番、清水区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請人は、これまで賃借で借りていた駐車場を地主の意向で返すことになり新たな場所を探していたところ、近隣の申請地が見つかり申請に及びました。農地区分は第２種農地と判断されます。代替性の検討がされ、隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。申請番号 26 番、清水区の案件です。現況は畑で、使用貸借による権利の設定の申請です。申請人は、４世代で同居生活をしていますが、子どもの成長とともに手狭になるため、祖父が所有する農地に居宅を建築したく申請に及びました。農地区分は第２種農地と判断されます。代替性の検討がされ、隣接農地の被害防除に問題はなく転用面積も適当と思われます。排水は合併浄化槽に接続後、北側道路側溝へ放流します。申請番号 27 番、清水区の案件です。現況は畑で、事業用定期借地権設定の申請です。申請人が開設する店舗部分は雑種地ですが、その出入口となる主要地方道に接続する申請地を進入路として借りることで話がまとまり申請に及びました。事業用定期借地権で設定した期間は、25 年間です。契約更新ができない、存続期間満了で終了する前提の借地権です。農地区分は第３種農地と判断されます。排水等については地下式調整池を設置し、土地政策課による開発審査も同時に進んでおります。申請番号 28 番、葵区の案件です。現況は畑で、一時転用の使用貸借による権利の設定の申請です。申請人は、藤枝市の会社です。土地所有者は、田んぼの名残で、道路から低い作りになっているため、畑地造成の希望があり、事業者から土を入れることで話がまとまり申請に及びました。具体的には、高さ 60ｃｍ、約 1,700 ㎥の土は、慈悲尾と大内から調達して、天地返しをして造成します。農地区分は第２種農地と判断されます。農

地復元後の作付け確約書が添付され、それぞれ野菜や果樹の育成を行う予定です。盛土については、窪地に土を入れるため、盛土規制法の適用外であることを土地政策課に確認しています。申請番号28番及び29番は、1,000㎡を超えるため、地区審査会にて現地調査を行いましたので、班長から報告があります。申請番号29番、葵区の案件です。現況は畑で、使用貸借による権利の設定の申請です。申請人は、藤枝市の会社です。土地の形状は28番と同様で、畑地造成の希望があり、一時転用として、事業者から土を入れることで話がまとまり申請に及びました。具体的には、高さ60ｃｍ、約900㎥の土は、慈悲尾と大内から調達して、天地返しをして造成します。農地区分は第２種農地と判断されます。農地復元後の作付け確約書が添付され、それぞれ野菜や果樹の育成を行う予定です。同じく、盛土については、窪地に土を入れるため、盛土規制法の適用外であることを土地政策課に確認しています。

２　　番　　申請番号28番、29番の案件につきまして、地区審査会にて現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。２件とも葵区の案件です。残土処分事業者は、藤枝市が本社のため静岡市での申請は初めてですが、数か月前に申請地近くで500㎡未満の畑地造成を行い、その畑の作物のできが良く、その評判から、地主はこの業者に決めたそうです。申請地はこれまで窪地のため、水はけが悪く、大雨が降ると一部ため池のようになってしまう所でした。土を入れて、水はけのよい畑地にして、周囲の農地との間には、排水溝をこれまでより大きくして水みちを確保する対策をとり、畑地造成を行うことを現地で聞取り確認しました。以上、職員から説明がありました、７件につきましては、３班として、許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　　これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

５　　番　　申請番号22番について伺います。写真が出てくると思いますが、他の申請は農地から手を加えるということですが、22番は既に農地ではなく、何か加工している様な、手を加えている様に見えるのですが、先ほどの説明の中では地主と話がまとまり、今回申請に至ったということで、元の畑のまま申請しているという説明に受け止めるのですが、その点について間違いないでしょうか。

事 務 局　　元々栗の木が生えていまして、栗の木が枯れてしまって、どうにもならないということで伐根して、現在の状態になっております。

５　　番　　申請時の説明はなかったということですか。

事務局　　そのとおりです。

５　　番　　そこまで伐根して整地するとき、畑全面を整地する必要があるどうかという疑問がありますが、それで間違なければそれでいいですが。私の感想として聞いていただければと思います。

２　　番　　申請番号22番ですが、一時転用だからまた畑にするのですよね。

事務局　　この後、一時転用終わりましたら引き続き栗の木を植えると聞いております。

１　　番　　申請番号28、29番ですが、残土処分場ということになっております。そこを埋めて一時転用ということで今年の９月の１カ月で、一旦申請地に残土を置いて、また残土を移す予定があるということでしょうか。

事務局　　申請番号28番、29番ですが。この残土処分事業者は、土を先ず持ってきて、表土を寄せておき、下に建設残土を入れて、その上に表土をもう一度被せます。畑地造成を１か月間の間に行って､畑として使えるような状態で地主に渡します。

１　　番　　最終的には盛り土をした状態で地主さんたちが引き受けるということですね。それでその後野菜とか果樹を植えるということですね。またそれを元に戻った時に確認するのですか。

事務局　　一時転用後に、事業が終わったというところで完了報告書をいただきます。

17　　番　　同じく、申請番号28番、29番です。イメージが分からず教えていただきたいのですが、同時に盛り土を入れるために盛土規制法は適用外ということですが、同時に入れても積む場合高くなるわけですよね。それが崩れるということはないでしょうか。周りが高いということなんですね。どこも現地写真を見ると全体が同じような感じになっているように思われますが。周りが宅地でプールのような状態になっているから、盛り土をしても問題がないというようなことだと思いました。写真で見てピンとこなかったものですから。

事務局　　申請番号28番、29番ですが、写真のハウスのところを見ていただくと、ハウスは別の方の農地ですが、高くなっています。窪んでいる所に高さ60㎝の土を入れるので、道路からは30㎝以下です。申請番号29番の写真のところも壁があるのですが、高くなっています。現在は畑として使っているのですが、昔は田んぼとして使っていたので、その名残として窪んでおります。そこに60㎝の土を入れるのは、盛土規制法の適用外と確認しております。

17　　番　　申請番号28番、その前の方ビニールハウスのところ、反対側も同じような感じ

で隣地が高くなっているということですね。

事務局　　そうです。

議　長　　申請番号17番お願いします。班長から細かく説明してくれて分かりやすくありがとうございます。地元の方の協力、理解もあって非常にスムーズというか、地元に反対がなければ非常にいいなと思っていたところでした。被害防除のところで、建物が高いということが一つあって、４階建てというと田んぼの中にしては大きい建物だなという気がしています。被害防除の件で、遮光の件と、最近大きな雨も降るものですから雨水の対策が大丈夫なのかということと、生活雑排水の処理についての説明、その辺の被害防除のことについての説明をお願いします。

事務局　　先ず生活雑排水の処理について、南側のところに下水道の本管が入っていて、そこに接続して放流します。雨水の対策についてですが、今ゲリラ豪雨とかで浸水被害とか多発している中で近隣からも不安の声があがっていて、こちらの申請地については特定都市河川水害対策法の関係で、開発基準で求められている調整池よりも更に大きい調整池を設けておりまして、ここでは303㎥の調整池を設置することで問題ないと静岡市では判断しております。

議　長　　遮光についてはどうでしょう。

事務局　　遮光についてですが、全面が４階建てになっているわけではなく一部４階建てになっています。地元からも４階建てということで圧迫感はあるという声もあって、いろいろとプランを変えたりして、地元と折衝しながら図面を作成したと聞いております。特に隣地の農地から反対の声とかは上がっていないとのことで了承していただいた様に伺っています。

議　長　　班長、班としてこれはＯＫでいいですか。許可相当でいいですか。

８　番　　部農会の人とか、隣地の人は、現地調査の時に来ておりまして、そこで話をした中ではどこにも反対という言葉はでてこなかったものですから。建物も高いから影は大丈夫ですかと聞きました。そうしたところ一応建物を建てるにあたっての建築に関する法律、その影の問題など規制には引っかからないということでした。周りも少し荒れていたというか、実際栽培していないような感じもしたものですから、反対意見もでてこないととりました。

12　番　　班長がおっしゃったとおりですが、計画の段階から周りの意見も聞きながら、必要に応じ光の遮る、或いは影の及ぶ範囲のシミュレーションした資料を提示して、当初計画よりも少し最高値を下げたり、説明でもありましたように４階の部

分を必要最小限にしたということはその時に説明は受けましたし、北側の一番影の影響を受ける農地の所有者のみなさんもその資料を基に問題がないと判断しているようで、同意をしていると伺っております。

議　　長　　申請番号17番も、静岡市においてこんなに広い農地はなかなかないものですから慎重に審議しないと、と思っていました。班長とかいろんな意見を聞くと周りの人とうまくやっていて、周りも理解しているという中で、被害防除についても大丈夫だろうという意見がありましたので、私は分かりました。

議　　長　　発言もないようですので、議案第30号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　賛成多数により、議案第30号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第31号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の16ページをお願いいたします。**【議案第31号朗読】**申請件数は7件、詳細は17ページから19ページに記載のとおりです。

議　　長　　それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局　　申請番号11番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林原野です。こちらの案件ですが平成27年に相続により取得しましたが、当時すでに山林原野化しており、そのまま現在に至ります。証明基準「５」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和８年８月10日に、地区担当農業委員に航空写真等を確認していただきました。申請番号12番、駿河区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は山林原野です。こちらの案件ですが平成12年に亡き妹が相続により取得しましたが、耕作できず山林原野化してしまい現在に至ります。証明基準「５」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和８年８月３日に、地区担当農業委員に航空写真等を確認していただきました。申請番号13番、駿河区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は山林原野です。こちらの案件ですが平成12年に亡き妹が相続により取得しましたが、耕作できず山林原野化してしまい現在に至ります。証明基準「５」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和８年８月３日に、地区担当農業委員に航空写真等

を確認していただきました。

８　　番　　ただいま、職員から説明がありました３件につきましては、１班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくお願いしいます。

事 務 局　　申請番号 14 番、清水区の案件です。現況は宅地です。こちらの案件ですが、昭和 53 年頃申請者の経営する法人の木工作業場を建築し、現在に至ります。証明基準「２」の「建築物等が設置されている土地」に該当します。令和８年８月３日に地区担当農業委員に現地写真と航空写真を確認していただきました。申請番号 15 番、清水区の案件です。現況は山林です。こちらの案件ですが、平成元年に相続して以降、耕作されない状況が続き森林・原野化し現在に至ります。証明基準「５」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和８年８月 10 日に地区担当農業委員に航空写真を確認していただきました。申請番号 16 番、葵区の案件です。現況は山林です。こちらの案件ですが、昭和 34 年に相続して以降、耕作されない状況が続き森林・原野化し現在に至ります。証明基準「５」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和８年８月４日に地区担当農業委員に航空写真を確認していただきました。

３　　番　　ただいま、職員から説明がありました３件につきましては、２班としては承認と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

事 務 局　　申請番号 17 番、葵区の案件です。昭和 50 年に、先代が居宅を建築し、その進入路として使用して現在に至ります。証明基準「３」の住宅等への進入道路として使用し、農地への復元が容易でない土地に該当します。令和８年７月 30 日に、地区担当農業委員の立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。

２　　番　　以上、職員から説明がありました、１件につきましては、３班として、承認することと判断させていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　　これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　　長　　発言もないようですので、議案第 31 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　賛成多数により、議案第 31 号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第 32 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案書の 20 ページをお願いいたします。**【議案第 32 号朗読】**申出は５件、詳細は 21 ページに記載のとおりです。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局　　それでは、説明いたします。こちらは、生産緑地の買取りの申出を行う際に添付が求められている証明書で、死亡または故障した方が、当該生産緑地における農業の主たる従事者に該当することを証明するものです。整理番号 16 番です。こちらの生産緑地は平成 18 年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約 90 日農業に従事していました。８月３日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号 17 番です。こちらの生産緑地は平成 31 年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約 180 日農業に従事していました。7 月 30 日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号 18 番です。こちらの生産緑地は平成 20 年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約 300 日農業に従事していました。８月３日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号 19 番です。こちらの生産緑地は平成 17 年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約 300 日農業に従事していました。８月３日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号 20 番です。こちらの生産緑地は平成 31 年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約 50 日農業に従事していました。７月 29 日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議　　長　　ただいまの議案第 32 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　　長　　発言もないようですので、議案第 32 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　賛成多数により、議案第 32 号は、原案のとおり承認いたしました。

議　　長　　ここからは報告事項に入ります。報告第 24 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長　　議案書の 22 ページをお願いいたします。**【報告第 24 号朗読】**通知は８件ございました。内容につきましては 23 ページから 24 ページに記載のとおりです。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきまして、担当職員より説明いたします。

事 務 局　　それでは、合意解約について説明いたします。整理番号 53 番と 54 番は同一の案件です。こちらは本農地の耕作者が変更となるため、現在の契約を合意解約い

たしました。整理番号55番と56番は同一の案件です。こちらは地権者が自ら耕作するため、合意解約いたしました。整理番号57番と58番は同一の案件です。こちらも地権者が自ら耕作するため、合意解約いたしました。整理番号 59 番と60 番は同一の案件です。こちらは耕作者が高齢により耕作が困難となったため、合意解約しました。

議　　長　　ただいまの報告第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　　長　　発言もないようですので、報告第24号を終わります。次に、報告第25号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長　　議案書の25ページをお願いいたします。**【報告第25号朗読】**受理件数は26件ございました。詳細につきましては、26ページから32ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議　　長　　ただいまの報告第25号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　　長　　発言もないようですので、報告第25号を終わります。次に、報告第26号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長　　議案書の33ページをお願いいたします。**【報告第26号朗読】**受理件数は55件ございました。内訳としましては、所有権移転が52件、賃借権設定が２件、使用貸借による権利の設定が１件です。詳細につきましては34ページから49ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議　　長　　ただいまの報告第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　　長　　発言もないようですので、報告第26号を終わります。次に、報告第27号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長　　議案書の50ページをお願いいたします。**【報告第27号朗読】**届出は48件ございました。詳細につきましては、51ページから54ページに記載のとおりです。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議　　長　　ただいまの報告第27号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議　　長　　発言もないようですので、報告第27号を終わります。以上をもちまして、第５回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。